

産前産後休業・育児休業をする時の共済手続きのご案内

産前・産後休業や育児休業等を取得することが決まりましたら、お手続きをお願いします。

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
1	掛金等 (1) 産前産後休業を取得するとき (2) 育児休業等を取得するとき	産前産後休業および育児休業等（以下「育児休業等」といいます。）をしている組合員は、掛金等の免除を共済組合に申し出ることにより、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの間、掛金等が免除されます。 (1) 「産前産後休業掛金等免除申出書」を電子申請にて提出してください。 添付書類：人事担当者の証明 (2) 「育児休業等掛金等免除申出書」を電子申請にて提出してください。 添付書類：市ヶ谷センターにて育児休業等の期間が確認できない場合は、育児休業等の期間がわかる書類を提出していただく場合がございます。≪確認書類の例≫辞令書の写し、人事担当者の証明等	市ヶ谷センター掛金調整係 共済組合 電子申請サイト よりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)
2	短期（給付）	育児休業の期間中は、育児休業手当金又は育児休業支援手当金が支給されます。 (育児休業支援手当金は、特定の要件を満たしている場合のみ支給) ※支給期間や支給額など詳細は、 こちら でご確認ください。	市ヶ谷センター休業・災害給付係 共済組合 電子申請サイト よりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)
3	長期（年金） (1) 産前産後休業を取得するとき (2) 産前産後休業から復職したとき (3) 育児休業から復職したとき (4) 3歳未満の子を養育するとき	育児休業等終了後、 <u>当該育児休業等に係る子を養育（同居）している</u> 場合は、将来の年金額が有利になる標準報酬の特例があります。特例を受けるためには以下の申出書を提出してください。 (1) 「標準報酬産前産後休業特例申出書」を電子申請にて提出してください。 4月から6月までの間に産前産後休業を取得したときに、当該4月から6月までの3月間の報酬の月平均額の標準報酬の等級が、産休前12か月の報酬月額の平均月額による標準報酬の等級を2等級以上下回るときに、その後の育児休業手当金の給付額に不利益を及ぼさないよう年平均の報酬月額をその年の定時決定とするための申出書です。 (2) 「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を電子申請にて提出してください。 産前産後休業が終了した日の翌日の属する月以後3か月に受けた報酬月額の平均額を元に標準報酬を改定するための申出書です。産前産後休業終了後引き続き育児休業を取得する場合は対象になりません。 (3) 「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を電子申請にて提出してください。 育児休業が終了した日の翌日の属する月以後3か月に受けた報酬月額の平均額を元に標準報酬を改定するための申出書です。 (4) 育児休業等終了後、3歳未満の子を養育（同居）する場合は「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を電子申請にて提出してください。 3歳未満の子を養育（同居）している方が年金の算定基礎となる平均標準報酬の計算の特例（高い従前の標準報酬月額を養育中の標準報酬月額とみなす特例）を受けるときに提出する申出書です。 添付書類：住民票の写し ※3歳未満の子の養育特例のお手続きの詳細については こちら をご確認ください。	市ヶ谷センター標準報酬係 共済組合 電子申請サイト よりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00) 市ヶ谷センター年金係 共済組合 電子申請サイト よりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
4	貸付	<p>育児休業の期間中は、振込み等により弁済していただくことになります。</p> <p>なお、育児休業の期間中は、申出により貸付金の弁済を猶予することができます。その場合は、支払利息のみ弁済していただくことになります。</p> <p>育児休業を予定している方は、育児休業をする1か月前までに(厳守)ご連絡ください。</p>	<p>市ヶ谷センター貸付係</p> <p>コンタクトセンター</p> <p>TEL 050-3651-0805</p> <p>(受付時間：平日9：00～17：00)</p>
5	貯金 定額積立貯金	<p>定額積立貯金は毎月の給与及び期末手当等から源泉控除された金額をもって預入することが原則のため、無給となる育児休業期間中は継続することができません。ただし、育児休業取得前に申込まれた区分については一定の条件を満たすことにより満期まで継続が可能です。育児休業に入られる前に、必ずご所属支部の貯金係にお問い合わせください。</p>	支部貯金係窓口
6	物資	<p>育児休業の期間中は、振込等により返済していただくこととなります。</p> <p>なお、育児休業の期間中は、申出により売掛金の返済を猶予することができます。その場合は、支払利息のみお支払いいただくこととなります。</p> <p>育児休業を予定している方は、育児休業をする1か月前までに(厳守)ご連絡ください。</p>	支部物資係窓口
日 本 生 命	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の常駐職員（日本生命）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
明 治 安 田 生 命	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の常駐職員（明治安田生命）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
弘 濟 企 業	保険料等の手続き	速やかに共済組合支部の弘済企業（株）出張所にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口
防 生 協	掛金等の手続き	速やかに共済組合支部の地域担当者（各基地等常駐職員等）にお問い合わせをしてください。	支部団体保険窓口